

岩手県告示第71号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定に基づき、当該30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業の免許を取り消す。

平成24年1月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 商号又は名称 株式会社千代田地所
- 2 代表者の氏名 川邊 正博
- 3 宅地建物取引業者名簿上の事務所の所在地 北上市大通り二丁目9番25号
- 4 免許証番号 岩手県知事(9)第1203号
- 5 免許年月日 平成23年8月31日